



# 千葉動力労働組合

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (222) 7207 番

94.3.28. 3964

## 「いまだこれほどの数の組合員が」 「塩漬け」にされているのだ!

全営業関係組合員の配転期間(本務外し) 89年4月末日組合調査

| 職名  | 本務外し前職場 | 人数  | 配転期間   | 89年度所属職場 |
|-----|---------|-----|--------|----------|
| 運転士 | 人活センター  | 15名 | 約2年9ヵ月 | 0名       |
|     | 無人駅管理   | 4名  | 約2年0ヵ月 | 0名       |
|     | 運転区     | 43名 | 約1年9ヵ月 | 16名      |
| 検修  | 人活センター  | 3名  | 約2年9ヵ月 | 0名       |
|     | 電車区     | 27名 | 約1年0ヵ月 | 1名       |

### 営業への配転者94名(事務係1名含む)

以上が89年4月末段階での営業関係への配転者の数である。営業職場希望者を多少含んでいるとはいえ、この89年11月までに運転関係に復帰した組合員は、人活センター組を除いて配転期間が長い者から帰っていた。そして89年11月以降「JR体制」による「塩漬け」が始まり、同年12月の予科生差別・選別登用に對するストへと起ち上がることとなった。以後、運転関係に復帰した組合員はゼロである。(表中にある、配転期間については、概ね配転者総数の期間平均値をとっている)

### 全強制配転者を実力で奪還しよう!

職場へ戻せ! 資格保有者を土職に登用しろ!  
を生み出すのみだ。直ちに強制配転者を運転

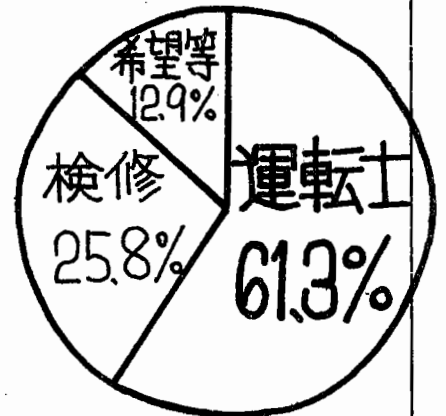
昨年「一二月ダイ改」のようなさらなる矛盾を  
ある。労務政策を優先するがゆえの矛盾は、  
転士受験資格さえ短縮しているという事実で  
規採用者をたつた一年間で車掌に登用し、運  
いまだに何の原職復帰の道筋さえ示していな  
達者」が相当数見込まれるという中でさえ、  
員状態にありながら、そして今後「五五才到  
JR千葉支社は、この三月以降、土職が欠  
転後六年目以上になるというのが実態なのだ。  
業関係に配転されている組合員の大半が、配  
この九四年四月を迎えると、なんと現在営  
つぐ不当労働行為をしるしている。

八九年一月以降、「JR体制」により開  
始された運転士差別・選別登用は、組合差別  
と「塩漬け」の継続という、不当労働行為に  
つぐ不当労働行為をしるしている。

# 3.24.25 春季第一波スト に総決起しよう!!

### 94年3月中旬現在の営業関係組合員62名

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 運転士     | 38名 | 61.3% |
| 車両技術・車両 | 16名 | 25.8% |
| 営業関係希望者 | 8名  | 12.9% |



### 94年3月中旬現在までの配転期間(本務外し)

|       |     |                 |
|-------|-----|-----------------|
| 7年以上  | 9名  | 運転士6名<br>検修3名   |
| 6年~7年 | 9名  | 運転士9名           |
| 5年~6年 | 41名 | 運転士28名<br>検修13名 |
| 4年~5年 | 2名  | 運転士2名           |
| 1年以上  | 1名  | 運転士1名           |

### ※最長配転期間(本務外し) 7年8ヵ月

この94年4月段階に、配転期間二「塩漬け」期間が、6年目以上となる組合員は、なんと54名にも及ぶ。そのうち運転士は39名(営業関係希望者等5名含む)である。日刊3963号でも詳報した通り、運転士の欠員状況との対比を見れば、いまだに労務政策のみを優先させる千葉支社の、露骨な不当労働行為の実態が浮き彫りにされるのだ!

### これが「塩漬け」-たらい回しの実態だ!

|      |                |  |
|------|----------------|--|
| A組合員 | 配転期間<br>7年8ヵ月  | M電車区・人活センター(86・7) - M電車区・無人駅管理(87・3) - H駅ミルクスタンド(88・2) - H駅直営売店(90・10) - T駅直営売店(92・11) ※廃止-配転-たらい回しそのものだ。                    |
| B組合員 | 配転期間<br>7年7ヵ月  | M電車区・人活センター(86・8) - K運転区・無人駅管理(87・3) - N駅(88・4) - Y駅(90・9) ※この組合員の場合、JR当局は居住地を把握しておらず、当初は初電でも間に合わないY駅に配転を強行し、いまだに「塩漬け」にしている。 |
| C組合員 | 配転期間<br>5年11ヵ月 | N駅売店(88・4) - T運転区(88・6) - N駅売店(88・8) ※この組合員の場合、JR当局は夏季輸送期間中のみ一旦運転に戻し、再び売店に「塩漬け」している。   |

※これは「塩漬け」-たらい回しの実態の一例です。